

第403回常任会議員会議議事録

1. 日時

平成26年3月28日 14時20分

2. 場所

佐賀市「グランデはがくれ」

3. 議案

- (1) 農業経営基盤強化促進法第5条による「県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更に関する意見について
- (2) 農地法第4条の規定による諮問について
- (3) 農地法第5条の規定による諮問について

4. 出席者

常任会議員

坂井 邦夫	田中 久男	前間 源吾	貝原 敏正	中川 恵次
古舘 義純	山口 友三郎	佐佐木 幸夫	江頭 義太	谷口 司郎
田中 育夫	野口 好啓	古川 繁樹	岡口 重文	今泉 博
船津 和正				(計16人)

県農山漁村課

祖川 副課長	高島 係長	坂口 主査	山口 副主査	吉牟田 主事
--------	-------	-------	--------	--------

佐賀市農業委員会

古賀 係長	田島 主事	鶴 主事
-------	-------	------

事務局

實松 局長	北川 次長	椋島 主事
-------	-------	-------

5. 議長

船津 和正

6. 議事録署名者

佐佐木 幸夫 江頭 義太

議 事 内 容

事 務 局 長	<p>時間になりましたので、第403回常任会議員会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、船津会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第403回常任会議員会議の開催に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>寒さが和らぎ、桜が開花するなど、いよいよ春めいてきた今日であります。農業を取り巻く情勢については、TPP交渉や農地中間管理事業の活用に向けた動きなど、目が離せない状況であり、先ほどの総会における事業計画でもありましたように、農業委員会系統組織として、関係機関・団体と連携しながら、適切に対応していかなければならないと考えています。</p> <p>ところで、本日の常任会議員会議では、県知事から、農業経営基盤強化促進法第5条により県の基本方針の変更についての諮問と、また、農地法による諮問については、第4条・34件、うち2,000㎡以上は2件。第5条・69件うち2,000㎡以上は15件。合計で103件諮問されています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、常任会議員会議に入りたいと思います。</p> <p>本日の「第403回常任会議員会議」については、常任会議員の総数18名に対し16名の出席をいただいておりますので、本会議は成立していることを報告いたします。</p> <p>また、農業会議会則第41条の2の第3項の規程に基づき、議長を船津会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、 会議員と 会議員にお願いいたします。</p> <p>書記は、農業会議事務局といたします。</p>

それでは、農業経営基盤強化促進法第5条による「県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更について、農産課より説明をお願いします。

県 農 産 課 (案件について説明)

議 長 ありがとうございます。
皆様方より、意見質問等ございませんか。

会 議 員 今までの円滑化事業等とこれからの中間管理事業の大きな違いはなんですか。

県 農 産 課 法律の違いです。
農地の利用調整を行う場合、今までの円滑化事業では農業経営基盤強化促進法に基づいて行っていましたが、これからは中間管理事業の推進に関する法律と改正された基盤強化促進法の2つが同時に走ることとなります。

会 議 員 農家さんが農地を預けたいと言った場合、農業委員会として、円滑化団体等と中間管理機構の中で、どの事業の利用を進めたらいいのか判断に迷ってしまう。

県 農 産 課 機構事業を市町等に委託するという事で意見交換をさせていただきましたが、7月までに農地の利用調整を行う時にどの事業を使うのか一緒に考えていきたいと思いますという話をさせていただきました。

地域の状況や要件によって、活用できる事業や支援の対象となるかどうかは異なってくるので、県として機構とともに対応していきたいと思います。

会 議 員 機構の事務体制はどのようになるのですか。

県 農 産 課 機構事業は市町等に委託となりますので、一般的な窓口業務がありますが、地域で考えられた取組みによっては推進委員さんの設置にかかる委託経費をみることもできます。

会 議 員	<p>ＪＡグループさがでも、中間管理機構にどのように係わっていくのか、また、集落営農組織の法人化のなかでＪＡ組合員の考え方等を議論中です。</p>
議 長	<p>この件について、他に意見質問はありませんか。</p>
会 議 員 一 同	<p>(意見・質問・異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、「県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更について、異議ないものと認め、この旨知事に答申します。</p> <p>< 県農産課退席 ></p>
議 長	<p>次に、農地法の規定による諮問に入ります。</p> <p>農地法第４条の規定による諮問及び第５条の規定による諮問について、一括上程します。</p> <p>諮問の内容について、県農山漁村課農地調整担当及び佐賀市農業委員会から、説明をお願いします。</p>
県農山漁村課	<p>(３月分の農地法諮問調書集計表により、転用用途別件数面積及び転用田畑別面積について内容説明。)</p> <p>県の諮問調書の説明に移ります。</p> <p>農地法第４条関係は２９件のうち、２，０００㎡以上は２件。第５条関係は５６件のうち、２，０００㎡以上は１１件。合計で８５件の諮問をお願いしています。</p> <p>２，０００㎡以上の案件を説明します。</p> <p>農地法第４条関係の 農業委員会経由の 申請及び 申請の への転用において、申請地は全て中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。</p> <p>農地法第５条関係の 農業委員会経由、 申請の 用地への転用において、申請地は概ね３００ｍ以内に高速道路イ</p>

ンターチェンジがある農地であり、第3種農地と判断されることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の
用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅等の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にあり、その区域の規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の
用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の
用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の
用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の
用地への一時転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域にある農地であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の
用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅等の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にあり、その区域の規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の
用地への転用において、申請地は水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する区域にある農地であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の
用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅等の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にあり、その区域の規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の
用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅等の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にあり、その区域の規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の
用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

また、2,000㎡未満の案件も併せて審議のほど、よろしく
お願いします。

佐賀市農業委員会

佐賀市の諮問調書の説明に移ります。

農地法第4条関係は5件、うち2,000㎡以上は今回ありません。第5条関係は13件、そのうち2,000㎡以上は4件です。

農地法第5条関係の 申請の 用地への転用について、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となってい

ない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の申請の用地への転用について、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の申請の用地への転用について、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の申請の用地への転用について、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

また、2,000㎡未満の案件も併せて審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 農地法第4条関係34件、第5条関係69件の諮問のうち2,000㎡以上の案件について説明がありました。

ここで、2,000㎡以上の17案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 まず、農地法第4条関係の農業委員会経由、申請の、への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会議員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 それでは、農地法第4条関係の農業委員会経由、申請の、への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第4条関係の 農業委員会経由、 申請
の、 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意 見 ・ 質 問 ・ 異 議 な し)

議 長 それでは、農地法第4条関係の 農業委員会経由、
申請の、 への転用については、異議ないものと認め、諮問の
とおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請
の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょ
うか。

会 議 員 一 同 (意 見 ・ 質 問 ・ 異 議 な し)

議 長 それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、
申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮
問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請
の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょ
うか。

会 議 員 一 同 (意 見 ・ 質 問 ・ 異 議 な し)

議 長 それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、
申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮
問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請
の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょ
うか。

会 議 員 一 同 (意 見 ・ 質 問 ・ 異 議 な し)

議 長 それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意 見 ・ 質 問 ・ 異 議 な し)

議 長 それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意 見 ・ 質 問 ・ 異 議 な し)

議 長 それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の、 用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意 見 ・ 質 問 ・ 異 議 な し)

議 長 それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、申請の、 用地への一時転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由の 用地への

転用及び農地法第5条関係の 農業委員会経由の 用地への
転用については、譲受人が であるため、農業会議議事規
程第8条の議事参与の制限により、 会議員には一旦ご退席願
います。

< 会議員退席 >

議 長 では、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請
の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでし
ょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、
申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮
問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請
の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでし
ょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、
申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮
問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請
の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでし
ょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、
申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮

問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意 見 ・ 質 問 ・ 異 議 な し)

議 長 それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意 見 ・ 質 問 ・ 異 議 な し)

議 長 それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意 見 ・ 質 問 ・ 異 議 な し)

議 長 それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

か。

会 議 員

佐賀市で太陽光発電設備用地への転用の申請を受ける中で、特別な基準と申請された案件のうち不許可となった事例を教えてください。

佐賀市農業委員会

太陽光発電設備用地への転用だからと言って特別な基準はありません。他の転用申請の基準と同じです。

また、これまで不許可となった事例はありません。

議 長

この件について、他に意見質問はありませんか。

会 議 員 一 同

(意見・質問・異議なし)

議 長

それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。

議 長

次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同

(意見・質問・異議なし)

議 長

それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。

議 長

次に、農地法第5条関係の 農業委員会経由、 申請の、 用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同

(意見・質問・異議なし)

議長 それでは、農地法第5条関係の 農業委員会経由、申請の、 用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。

議長 最後に、2,000㎡未満の案件については、一括してご意見等をお伺いいたします。
ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会議員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 それでは、2,000㎡未満の案件についても異議ないものと認め、先ほどご決定いただきました2,000㎡以上の案件と合わせ、本日諮問された農地法第4条関係29件及び第5条関係56件、合わせて85件については知事に、農地法第4条関係5件及び第5条関係13件については佐賀市農業委員会会長に、許可を相当として答申いたします。

以上をもって、議事を終了いたします。

< 議 事 終 了 >

事務局長 ありがとうございます。
以上をもちまして、常任会議員会議を終了いたします。

15時40分